

---

## 関係手続に係る事実の確認等に関する検討

---

# 1. 関係手続に係る事実の確認等に関する検討概要

## 検討のポイント

関係行政機関や民間機関と連携し必要事項の確認を行うに当たり、以下の内容について検討を行う。

### 自動車保管場所証明の申請

現在の申請では添付書類により確認している内容のうち以下のものについての実現方法について検討を行う必要がある。

- ・保管場所の所在図・配置図
- ・保管場所の使用権原を証明する書面

### 新たな制度における事実の確認方法

今後、車両法改正や使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、自動車保有関係手続において新たな事実の確認が必要となる。その確認方法について検討を行う必要がある

## 検討の方向性

### 自動車保管場所証明の申請

現在の申請における確認方法	電子申請における確認方法(案)
手書き又は地図のコピー等による所在図、配置図の添付	地図ソフトの内蔵、簡易描画機能の内蔵、スキャナーの使用その他の方法について幅広く検討
保管場所の管理者(駐車場の管理人等)により押印された保管場所の使用権原を証明する書面の添付	今後検討が必要

# 1. 関係手続に係る事実の確認等に関する検討概要

## 新たな制度における事実の確認方法

確認内容	新たな制度の概要	接続先	電子申請における確認方法(案)
リサイクル費用の 預託証明	新規登録(既販車は法施行後 最初の継続検査時)に、申請 者は運輸支局等へリサイクル 費用預託の証明を提示する	資金管理法人	運輸支局等は当該車両につきリサイクル費用 が預託されていることを、資金管理法人から オンラインにて確認する方向で検討
解体報告記録	解体に係る永久抹消登録時に 申請者は運輸支局等へ解体 報告記録を特定できる番号を 提示する	情報管理センター	運輸支局等は申請された自動車確かに解体 されたことを、情報管理センターからオンラ インにて確認する方向で検討
輸出記録	運輸支局等で輸出に係る証明 書の交付を受けた車両につい て、運輸支局等は税関に対し て当該自動車が実際に輸出さ れたか否かを照会したのち、 輸出抹消登録等を行う	税関	運輸支局等は輸出のための証明書の交付を 行った自動車のうち輸出予定日が経過したも のについて、税関へオンラインで照会して実 際に輸出されたかを確認する方向で検討
重量税還付情報	永久抹消登録又は一時抹消 登録後の解体の届出時に、申 請者は運輸支局等の窓口で 重量税の還付申請を併せて行 い、運輸支局等は当該還付申 告に係る情報を国税庁を經由 して税務署長へ通知する	国税庁	永久抹消登録又は一時抹消登録が行われた 車両の重量税還付申告に係る情報を、運輸 支局等から国税庁へオンライン等で通知する 方向で検討